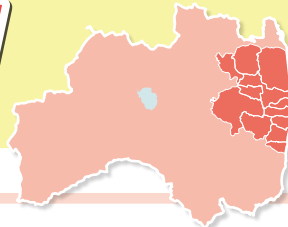


福島県 12市町村 移住支援金 (令和6年度)

ふくしま12市町村は、 あなたのチャレンジを 応援します!



支援金額

一定の要件を満たす場合に

世帯

200万円

単身

120万円

●子育て加算

令和5年4月1日以降に、東京圏(条件不利地域を除く)から、18歳未満の世帯員と一緒に移住する場合、18歳未満の世帯員1人当たり100万円が加算されます。

を給付します。

※また、アイリスオーヤマ株式会社様との協定により、通販サイト「アイリスプラザ」で使用できる買い物ポイント「5万円相当」を進呈します。

交付要件

県が定める全ての要件を満たすかどうかについて審査を行い、支給が適当だと認めた場合に支給します。

【主な要件】 ※その他にも要件がございます。県のHPIにてご確認ください。

- ①12市町村に住民票を移す直前に、連続して3年以上福島県外に在住していた方。
- ②仕事上の異動や出張ではなく、自らの意思で12市町村に令和3年7月1日以降に転入した方で、その後5年以上継続して居住される方。
- ③就業している方(週20時間以上の無期雇用)、もしくは自ら事業を営む方で、自らの資金で12市町村内に住居を確保している方。

支給対象
簡易check



なお、下記の方は給付の**対象外**となりますのでご了承ください。

- ①住民票を移していなかったものの、直近で1年以上、福島県内で生活の実態がある方。
- ②平成23年3月11日時点で12市町村に住民票の登録があった方。
- ③転入して3か月未満の方、もしくは1年以上経過している方。

申請期限

◆令和6年度の申請期間は
令和7年1月31日(金)までです。

(転入後3か月以上1年以内に申請してください)

※申請～支給までの流れは裏面 →

注意

要件に該当しなくなった場合、支援金を返還していただくことがあります。

詳細は、福島県避難地域復興課のHPをご覧ください ▶ <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11050a/fuku12-ijushienkin.html>

お問い合わせ

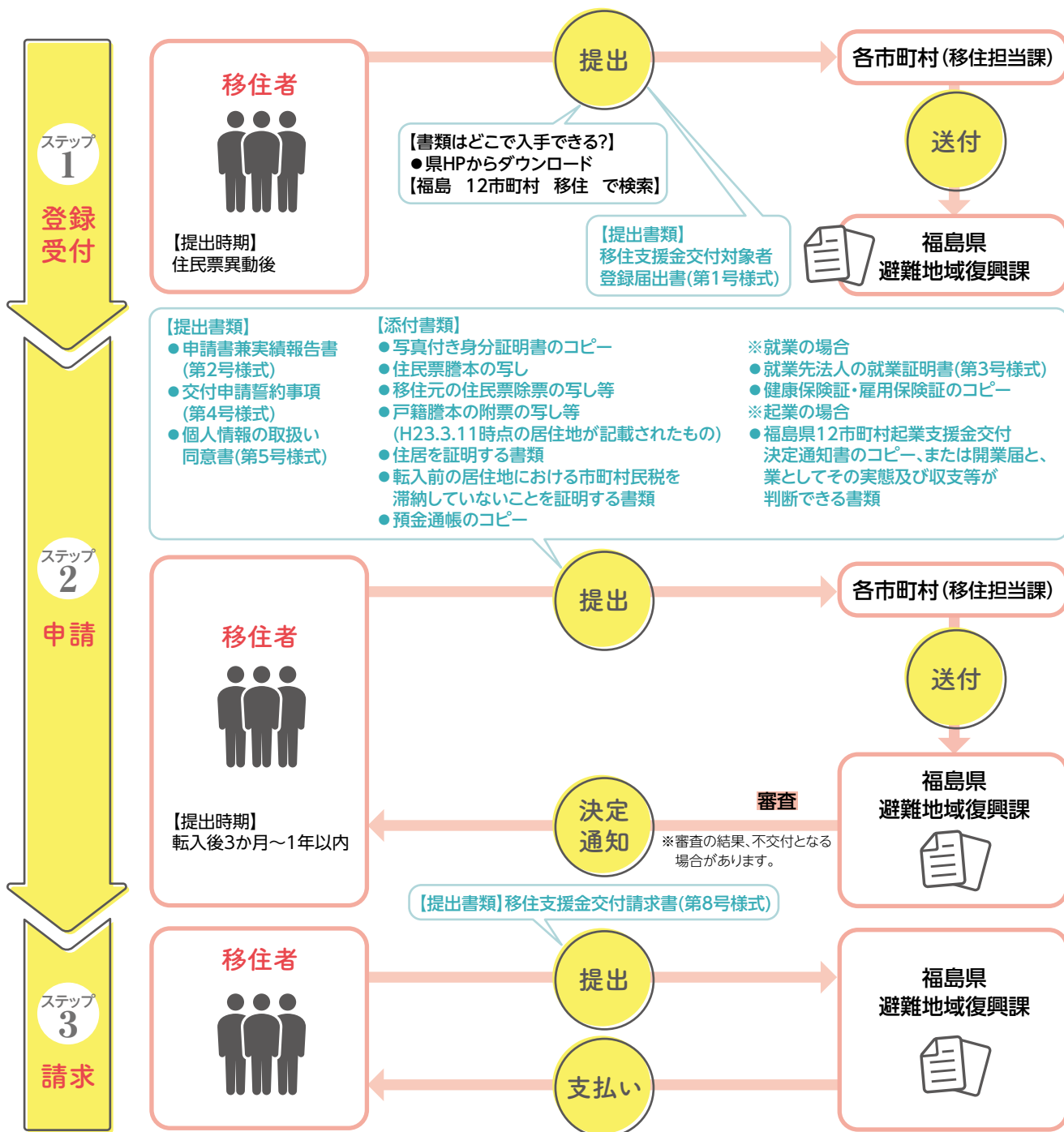
福島県12市町村個人支援金コンタクトセンター

TEL 0570-057-236(年末年始を除く、平日9時～17時)

contact@12shien.fukushima.jp



福島県12市町村移住支援金の手続き



よくある質問

Q 令和3年7月以降に12市町村に住民票を移したら支援金はもらえるの?

A 令和3年7月以前に、12市町村内に居住の実態があった場合、支援金はもらえません。

Q 住民票を移さないまま12市町村で生活している場合、支援金はもらえるの?

A 生活が始まって1年以上経過している場合、支援金はもらえません。

Q 東京圏から子どもと一緒に移住すれば必ず子育て加算を受け取れるの?

A 条件不利地域を除く東京圏で連続して3年以上生活して12市町村に転入した世帯が対象です。

お問い合わせ

福島県12市町村個人支援金コンタクトセンター TEL 0570-057-236

詳細・様式のダウンロード

福島県 避難地域復興課ホームページ

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11050a/fuku12-ijushienkin.html>

申請書等の提出先

各市町村移住担当課(各市町村にお問い合わせください)

